

協議の場の公表

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

浪江町長 吉田栄光

市町村名 (市町村コード)	浪江町 (7547)
地域名 (地域内農業集落名)	室原地区 (室原下、室原上、信田、北向)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年11月 7日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・令和5年度に帰還困難区域の一部が解除され、令和7年度までの3か年間、営農再開に向け営農再開支援事業により保全管理を行っている。
・水稻栽培の再開に当たっては、6年度に試験栽培を実施し令和7年度も継続して試験栽培を行い、結果により早ければ令和8年度から実証栽培への移行を予定している。水利についても水稻栽培開始時期の見通しに合わせ整備、改修の予定となる。
・ほ場は小さく、今後、相手への集約を図っていく上では、省力化や水路等整備のほ場の整備が必要となる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・条件の良い水田を優先して基盤再生を行い、担い手・営農組織への集積集約化、大規模化等を進め、水田農業の再生による風景の再生を目指す。
・食糧米のほか、飼料用米や酒米等の加工用など、販路を見据えた生産を行っていく。
・花き栽培やハウス栽培、観光農園等の高収益型農業を目指していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	127.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	127.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

・行政区を基本に区域を設定し、現在保全管理を行っている農地を中心に担い手を定め営農再開していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
営農拡大意向のある担い手農業者を中心にゾーニングを図りながら集積しつつ、将来を見据えた効率的な農地の活用を考慮して集約を実現していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域計画に定めた10年後の地域の農業や在り方を実現していくため、安定した長期の借入を目的として地域全体の農地を農地中間管理機構に貸付けを行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手農業者のニーズを踏まえ、営農しやすい農地にしていくため、必要に応じほ場の改良を実施する。□
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
浪江町・浪江町農業委員会・福島経営・就農支援センター・相双農林事務所双葉農業普及所・JA福島さくら・福島県相双復興推進機構・福島県農業振興公社等の関係機関が連携し、町内外からの多様な経営体の参入にあたり、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて農作業委託を活用

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシ、サルによる農産物への被害が拡大しないよう防護柵を設置するとともに、目撃情報があった場合には速やかに対応を行っていく。